馬（個体識別措置が講じられているものを除く。）	（略）	（略）
動物以外の指定検疫物（容器包装の大きさ又は状態によりスタンプを押すことが困難なものを除く。）	（略）	スタンプ　別記様式第二十七号又は第二十八号
指定検疫物を包有する郵便物（容器包装の大きさ又は状態によりスタンプを押すことが困難なものを除く。）	（略）	スタンプ　別記様式第二十七号又は第二十八号

5　外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者の携帯品として輸入する指定検疫物及び指定検疫物を包有する郵便物に対し、前項の規定に基づきスタンプを押した場合には、当該スタンプを法第四十四条第一項の規定による輸入検疫証明書とみなす。

（輸出品の指定）

第五十三条　法第四十五条第一項第二号の農林水産大臣の指定する物は、次の各号に掲げる物とする。

一　第四十五条第一号から第六号までに掲げる物（次に掲げる物を除く。）

イ　法第四十五条第一項第一号に掲げる物以外のもの

ロ　乳等（第四十五条第四号に掲げる物をいう。）のうち、外国へ出港する船舶又は航空機に乗ろうとする者の携帯品として輸出するもの

二　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第一項に規定する鳥獣、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装

2　前項の規定にかかわらず、第四十五条第一号に掲げる動物、同条第二号に掲げる卵（ふ化を目的とするものに限る。）並びに同条第四号に掲げる精液、受精卵及び未受精卵は、法第四十五条第一項第二号の農林水産大臣の指定する物とする。

（家畜伝染病病原体）

第五十六条の三　法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一　モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（Ｌ株、ＢＡ―ＹＳ株、ＲＢＯＫ株、ＬＡ株及び赤穂株を除く。）（別名牛疫ウイルス）

二　モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（Ｌ株、ＢＡ―ＹＳ株、ＲＢＯＫ株、ＬＡ株及び赤穂株に限る。）（別名牛疫ウイルス）

三　マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるものに限る。）（別名牛肺疫菌）

四　（略）

五　マイコバクテリウム・ボービス（別名結核病菌）

六～九　（略）

馬	（略）	（略）
動物以外の指定検疫物	（略）	スタンプ　別記様式第二十七号
指定検疫物を包有する郵便物	（略）	スタンプ及び票　別記様式第二十八号

（新設）

（輸出品の指定）

第五十三条　法第四十五条第一項第二号の農林水産大臣の指定する物は、第四十五条第一号から第六号までに掲げる物（第四号に掲げる物にあつては、外国へ出港する船舶又は航空機に乗ろうとする者の携帯品として輸出する乳等（同号に規定する乳等をいう。）を除く。）とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（家畜伝染病病原体）

第五十六条の三　法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一　モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（Ｌ株、ＢＡ―ＹＳ株及びＲＢＯＫ株を除く。）（別名牛疫ウイルス）

（新設）

二　マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるもののＳＣ株に限る。）（別名牛肺疫菌）

三　（略）

（新設）

四～七　（略）